

宇治市立北木幡保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。(各項目の内容については、令和8年4月1日時点の状況で記載しております。)

1 施設運営主体

| | |
|-------|------------------|
| 名称 | 宇治市 |
| 所在地 | 宇治市宇治琵琶33 |
| 電話番号 | 0774-22-3141 (代) |
| 代表者氏名 | 宇治市長 松村 淳子 |

2 利用施設

| | |
|-------|---|
| 種類 | 保育所 |
| 名称 | 宇治市立北木幡保育所 |
| 所在地 | 宇治市木幡陣ノ内1 |
| 連絡先 | 電話番号 0774-39-9221 FAX 0774-39-9222 |
| 管理者 | 所長 坂本 知枝美 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによる、保育を必要とする小学校就学前子ども(以下「児童」という。) |
| 利用定員 | 3歳児クラス以上の児童 90人 3歳児クラス未満の児童 30人 |
| 開設年月日 | 昭和49年10月1日 |

3 目的・運営方針

| | |
|------|---|
| 目的 | 宇治市立北木幡保育所(以下「当所」という。)は、以下の運営方針に基づき、児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。 |
| 運営方針 | ①入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ②保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うよう努めます。 ③入所する児童を保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。 |

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|---------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2, 202. 98 m ² |
| | 園庭 | 458. 5 m ² |
| 園舎 | 構造 | RC造 |
| | 延床面積 | 1, 090. 25 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|----------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | 1歳児クラス |
| ほふく室 | 1室 | 0歳児クラス |
| 保育室 | 5室 | 1組(2歳児クラス)、2組(3歳児クラス)、 1組(4歳児クラス)、1組(5歳児クラス)に ついて各1室 |
| 遊戯室(ホール) | 1室 | |
| 調理室 | 1室 | |
| 職員室 | 1室 | |

5 職員の設置状況

| 職種 | 職員数 | 内訳 | | 勤務内容 |
|---------------|-----|----|-----|-----------------------|
| | | 正職 | 非常勤 | |
| 所長 | 1 | 1 | | 所属職員を所轄し、所務を掌理する。 |
| 所長補佐 | 1 | 1 | | 所長を補佐する。 |
| 保育士 (保育職員) | 18 | 11 | 7 | 入所児童の保育及びその保育補助などを行う。 |
| 作業技師 (用務員) | 2 | 1 | 1 | 所務に従事する。 |
| 作業技師 (調理員) | 3 | 2 | 1 | 給食の業務に従事する。 |

※上記以外にも必要に応じて臨時職員を配置しています。

※当所では、「宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務時間帯>

| 職種 | 勤務時間帯 |
|---------------|---|
| 所長 | (平日) 8:30~17:15 (土) 8:30~12:00 |
| 所長補佐 | (平日) 8:30~17:15 (土) 8:30~12:00 |
| 保育士 (保育職員) | (平日) 8:30~17:15 (土) 8:30~12:00 |
| | (平日) 7:30~9:00 16:30~18:30 (土) 7:30~9:00 12:00~18:30 |
| 作業技師 (用務員) | (平日) 8:30~17:15 (土) 8:30~12:00 |
| 作業技師 (調理員) | (平日) 8:30~17:15 (土) 8:30~12:00 |

※ローテーションにより、各職種の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

| | |
|-----|---------------------------|
| 開所日 | 月曜日から土曜日 |
| 休所日 | 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月4日) |

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 開所時間 | 7時30分から18時30分 |
| 標準時間認定にかかる保育時間 | 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間 |
| 短時間認定にかかる保育時間 | 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間 |

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間等により保育を必要とする時間をご利用いただくこととなります。

※上記の時間認定にかかる保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、保育を提供します。

8 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の提供を行います。

(1) 保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

| | |
|------------|--|
| 昼食・おやつ | 3歳児クラス未満の児童は午前の牛乳・昼食・3時のおやつを、3歳児クラス以上の児童は昼食・3時のおやつを提供します。献立の内容については、月末毎に翌月の献立表をお配りします。 |
| アレルギー等への対応 | アレルギー食物の除去・解除が必要な方は、所定の「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」(医師の診断書)をご提出いただきます。 |

9 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担 (保育料)

教育・保育給付認定を受けた本市に対し、本市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、下表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

| 項目 | 内容 | 金額 |
|-----|------------------|--------------|
| 給食費 | 主食費(3歳児クラス以上の児童) | 月額 1,000円 |
| | 副食費(3歳児クラス以上の児童) | 月額 4,500円 |
| | 給食費合計 | 月額 5,500円 |

※上記以外に、帽子代、道具代などは、事前にお知らせした上で、必要に応じてご負担いただくこととなります。

※副食費については、一部免除規定があります。

10 嘱託医

当所の医療機関と嘱託医は下記のとおりです。

(1) 内科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 小田部小児科内科医院 |
| 医師名 | 小田部 修 |
| 所在地 | 宇治市六地藏町並32 |
| 電話番号 | 0774-32-6205 |

(2) 歯科

| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | おだ歯科 小児歯科クリニック |
| 歯科医師名 | 小田 博 |
| 所在地 | 宇治市木幡御園1長谷川ビル302号 |
| 電話番号 | 0774-33-0648 |

1 1 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途ご提出いただく保護者連絡表に記載している保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 2 相談・苦情等の対応

保育に関する相談、当所に対する要望、苦情等については、苦情解決責任者を中心に相互理解を図り、改善と保育の質の向上に努めます。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 苦情解決責任者 | 所長 坂本 知枝美 電話番号 0774-39-9221 |
|---------|--------------------------------|

1 3 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。 |
| 消防用設備等 | 消防法等に基づいて設置しています。 消火器具、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識等 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

1 4 児童虐待の対応

児童虐待について、的確に対応するため「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」に基づき、早期発見に努め、児童虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、将来を担う子どもの健やかな成長につながる取り組みを進めています。虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通報し、適切な対応をします。

1 5 当所におけるその他の留意事項

当所をご利用いただく上でのその他の留意事項については、「保育所生活のしおり」をご確認ください。